

平成23年（2011年）第3回市議会定例会本会議（9月21日）

教育福祉常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、教育福祉常任委員会に付託されました議案第63号 市立学校の授業料等に関する条例中改正につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、9月5日会議を開き、案の説明を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、市内の幼稚園全体の園児数、入園料改定の根拠、市と保護者の負担割合、公立幼稚園に求められるもの、市の負担減による財源の使われ方、教育における受益者、地方交付税の算定基準に対する所見、保護者負担を3分の1とする根拠についてであります。

次いで、討論において、井坂新哉委員から、「今の日本の教育における考え方は、教育を受けることで利益を得るのが個人だという発想だが、これはまだまだ遅れていると言わざるを得ない。それはOECD諸国の中で教育にかける予算が最下位だということも明らかで、この考え方を将来的には変えていくような取り組みが必要だと思っている。将来の日本の教育のあり方を考える上からも、教育における受益者は誰なのか、しっかりとした議論が必要であり、受

益者負担の適正化という名目での、市立幼稚園の保育料の値上げをする議案第63号に反対する」旨の意見があり、採決の結果、議案第63号は原案どおり可決すべきものと、賛成多数で決定しました。

以上で報告を終わります。